

## 《 行為使用・占用使用案内 》

- ◆1 対象施設 宮城県第二総合運動場
- ◆2 休館日 第1・3・5月曜日（祝日の場合は翌日）および年末年始
- ◆3 行為使用 宮城県第二総合運動場内で物品等販売行為や写真撮影、TV撮影・ラジオ放送及び広告看板等の掲示、駐車場独占利用などを行う場合には行為許可申請が必要です。
- ◆4 占用使用 宮城県第二総合運動場内で行う販売や催事等で有料公園施設外（施設利用料金が設定されている建物以外の場所）に仮設工作物等を設置して土地等を一時使用する場合には教育財産の目的外使用申請が必要です。  
※販売や興業等の行為の実施のために、建物外にテント・プレハブ小屋、サーカス用テント、キッチンカー等を設置するような場合をいいます。
- ◆5 使用料金 別紙料金表をご覧ください
- ◆6 利用の手続き
  - (1) 事前に団体登録を行ってください。
  - (2) 所定の許可申請書にて、申込手続きを行ってください。  
※内容によっては、行為等の許可ができない場合がございます。詳しくはお問合せください。
  - (3) 申込は使用する日の1か月前まで受け付けます。
  - (4) 使用料金は送付される納入通知書により、最寄りの金融機関から振り込んでください。  
※使用料は前納となっています。使用前日までに納入してください。
  - (5) 使用する際、領収書（受取書）を受付案内に提示してください。提示がない場合、使用をお断りすることもありますのでご注意ください。
- ◆7 使用上の注意事項
  - ① 申請された場所以外の使用はできません。
  - ② 盗難・紛失についての責任は負いかねますので、自己責任のもとに管理してください。
  - ③ 他の利用者の迷惑にならないよう係員の指示に従ってください。
  - ④ 一度納入された料金は返金できませんのでご注意ください。

宮城県第二総合運動場

〒982-0844 宮城県仙台市太白区根岸町15-1

T E L : 022-249-1216 F A X : 022-246-7736

E-mail : nisou@mspf.jp

URL : <http://www.mspf.jp/nisou/>